

## [ 事案 21-23 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 6 月 12 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 3 日 裁定打ち切り

### < 事案の概要 >

募集人(銀行員)に騙されて契約した変額個人年金保険は無効であり、既払込保険料と解約払戻金との差額等を支払って欲しいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成18年4月、定期預金1000万円が満期を迎えた際、「今まで通り定期預金にしておく」と言ったにもかかわらず、募集人から「定期預金は金利が低いから…」と、変額個人年金保険(一時払保険料1000万円)を勧められ契約したが、同契約は下記のとおり騙されて締結したもので、無効である。

解約しても苦情申し出は可能と言われたので、すでに同保険は解約(平成20年10月)しているが、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払うとともに、受取済みの分配金(自動特別払戻金)相当額を「利息」として支払って欲しい。

- (1) 銀行員から、一時払保険料1000万円を支払えば年30万円の「利息」が付き、投資信託ではなく生命保険だから元本保証であるとの説明を受け契約した。
- (2) リスク・マイナス面を全く説明しなかった。良い事ばかり言って、高齢者(契約時75歳)を騙した。はじめから本当のことを聞いていたら、絶対に入らなかったのに騙されて大切な老後資金を減らされ、非常に憤りを感じる。

### < 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人に対して、1時間以上かけて、株や債券に投資する投資信託で運用すること、従って資産残高は上がったり下がったりすること、解約時控除があること等を説明しており、「利息」などと言ったことはなく、「分配金」を受け取ることができると説明し、分配金受取累計額と年金保証額を合計した受取総額を保証すると説明したもので、詐欺と言われるような不正話法は一切用いていない。
- (2) 申立人から定期預金の金利が低く不満で、他行では投資信託で運用しているという話があったのを受けて当該保険商品を案内したものである。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面により審理を行うとともに、契約締結に至った経緯や募集人からの説明状況等について申立人から事情聴取を行うこととしたが、申立人が正当な理由なく、予定していた事情聴取に出席しなかったため、生命保険相談所規程第38条第1項(3)により、裁定手続きを打ち切ることとした。